官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔復興庁令・省令〕
○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令（復興庁・厚生労働一）　二
〔法規的告示〕
○山口県平生港は開港でなくなった件（財務三）　二
○健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（厚生労働三）　二
〔その他告示〕
○日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三）　二
○南部地域における中核病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四）　三
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五）　三
○東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六～一三）　四
○農薬を登録した件（同一四、一五）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通五）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一～八）　五
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（同九）　五
○海上における射撃試験について（防衛装備庁一）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一、二）　六
○道路に関する件（中部地方整備局三、四）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一）　六
〔国会事項〕
内閣　公正取引委員会　法務省　財務省　七
〔人事異動〕
内閣　公正取引委員会　法務省　財務省　七
〔叙位・叙勲〕
内閣　公正取引委員会　法務省　財務省　八
〔皇室事項〕
内閣　公正取引委員会　法務省　財務省　八
〔官庁報告〕
官庁事項　九
〔公　告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
諸事項　九
官庁
財団、犯罪被害財産支給手続終了決定、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三一

復興庁令・省令

○復興庁・厚生労働省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和七年厚生労働省令第百十七号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であって薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市にある場合においては、市長。次項において同じ。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第一項第十号イ、第十一号ロ、第十二号ロ及び第十四号ホの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。 ２　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であって薬局等構造設備規則第二条第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第十号ロ、第十一号ロ及び第十三号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。	**第五条**　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であって薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市にある場合においては、市長。次項において同じ。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同令第一条第一項第十号イ、第十号の二ロ、第十一号ロ、第十二号ロ及び第十三号ホの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。 ２　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であって薬局等構造設備規則第二条第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第十号ロ、第十一号ロ及び第十二号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。

附　則

この命令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

法規的告示

○財務省告示第三号

山口県平生港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により令和八年一月一日から開港でなくなったので、同項の規定に基づき告示する。

令和八年一月七日

財務大臣　片山さつき

○厚生労働省告示第三号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年一月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十六億三千七百十六万九千円 三　石川県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、七千二百二十一万千円	健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十四億八千百一万五千円 （新設）

その他告示

○外務省告示第三号

令和七年十月八日にウランバートルで、日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億六千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　井川原賢在モンゴル大使
モンゴル側　ボルド・ジャブフラン大蔵大臣

○外務省告示第四号

令和七年十二月三日にビエンチャンで、南部地域における中核病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　南部地域における中核病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十八億六千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

○外務省告示第五号

令和七年十二月十二日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億九百万円

3　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

○外務省告示第六号

令和七年十二月十一日にディリで、東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億四千万円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日本側　木村徹也在東ティモール大使

東ティモール側　ベンディト・ドス・サントス・フレイタス外務・協力大臣

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字ゴシキ谷五六八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゴシキ谷五六八の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字一ノ宮小字北谷七八の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市喜連川字琫光院下四六九四の三（国有林）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上南摩町字沢ノ入一六四九の一、一六四九の二、一六五五の三、二五七〇の一、二五七一の一、二五七三の一、二五七四の一、二五七七の一、二五八一の一、二五八三の一、二五八四の一から二五八四の三まで、二五八六、二五八七の四から二五八七の二一まで、二五八七の二三、二五八八の一、二五八九の一、二五九〇の一、二五九一の一、二五九二の一、二五九三の一、二五九五の一、二五九八の一、二五九九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町鱒渕八二〇の一、三三六九、三三七〇の三、三三七〇の五、三三七〇の七、三三七三の一から三三七三の四まで、三三七三の二一、三三七三の二三、三三七三の二七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町原村一三四七の一、一三四七の六、一三四八から一三五〇まで、一三五三の一、一三五四の一、一三五五、一三五六の一、一三六四の一、一三六五から一三六七まで、一三六八の一、一三六九の一、一三七〇、一三七三の一、一三七四から一三七八まで、一三七九の一、一三八六、一三八七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町和田九〇九、一五四五の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町上阿井二六〇四の一、二六〇四の二、二六三三の三、二六三五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上阿井二六〇四の一・二六〇四の二・二六三三の三・二六三五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24997	プロピリスルフロン・フロルピラウキシフェンベンジル水和剤	カチドキヌフロアブル	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号 北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24998	ポリオキシン・マンゼブ水和剤	リスクガード水和剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号 北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○国土交通省告示第五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間
東北縦貫自動車道弘前線	佐野市黒袴町字東山一〇〇二番一

供用開始の期日　令和八年一月七日九時

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年一月二十一日の〇六〇〇から一二〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋕の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

㋐　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
㋑　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋒　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋓　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
㋔　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
㋕　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月七日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年一月十三日（予備、同月十四日及び同月十九日から同月二十一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月十三日（予備、同月十四日及び同月十九日から同月二十一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月十四日、同月十九日及び同月二十四日（予備、同月十三日、同月十五日、同月十六日、同月二十日から同月二十二日、同月二十五日及び同月二十六日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月十九日及び同月二十四日（予備、同月二十日から同月二十二日、同月二十五日及び同月二十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ｱ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ｲ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ｳ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒
(ｴ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ｱ)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(ｲ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ｳ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(ｴ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｷ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ｱ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(ｲ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ｳ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(ｴ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(ｵ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(ｶ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(ｷ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

○防衛省告示第九号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。
令和八年一月七日

信号符字	名称	付与年月日
ＪＳＮＶ	四一五二	令和七年十月二十三日
ＪＳＰＨ	四一五三	令和七年十一月六日
ＪＳＮＰ	九〇一	令和七年十一月十三日
ＪＳＴＬ	九〇二	令和七年十一月十三日

防衛大臣　小泉進次郎

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の一〇〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ｱ)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(ｲ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ｳ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(ｴ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(ｵ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(ｶ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛装備庁告示第一号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

令和八年一月七日

防衛装備庁長官　青柳　肇

日　時　令和八年一月十〇日から同月十六日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

区　域　下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(オ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四一度三二分四七秒

(イ)　北緯四一度一八分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒

(ウ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二六分四七秒

(エ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

(オ)　北緯四一度一六分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

その他

一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで	前	二三・一五～五二・二七メートル	〇・三六一キロメートル
	後	二三・一五～五〇・八八メートル	〇・三六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号及び六号　名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

○中部地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島田市志戸呂字滝ノ谷一一一七番一から同市志戸呂字杉沢三三三番一まで	前	四八・〇六～六〇・六八メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	四八・〇六～六〇・八八メートル	〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　島田市志戸呂字滝ノ谷一一一七番一から同市志戸呂字杉沢三三三番一まで　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

○九州地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十七号及び二百五十一号　諫早市森山町田尻字東九平次一六二一番六から同市森山町田尻字東中仕切九七八番一まで　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

国会事項

衆議院

辞令

（国際部副部長）衆議院参事　佐藤　浩

警務部長を命ずる

（環境調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　鈴木　努

衆議院常任委員会専門員に任命する

環境委員会専門員を命ずる

環境調査室長に充てる

（議事部副部長議事部請願課長事務取扱）衆議院参事　小関　隆史

情報監視審査会事務局長を命ずる

（衆議院法制局法制主幹）衆議院法制局参事　原田　健成

衆議院参事に任命する

議事部付を命ずる

（議事部議事課兼議事部資料課）衆議院参事　岡山　恵梨

議事部議事課法規主幹を命ずる

（委員部第四課長兼委員部第五課長）杉本　守

議事部請願課長を命ずる

（委員部第五課調整主幹）同　成瀬　克実

委員部第三課調整主幹を命ずる

（委員部第三課調整主幹）同　佐々木伸之

委員部第四課長を命ずる

委員部第五課長兼務を命ずる

（委員部調査課調査主幹）同　畠山　利行

委員部第五課調整主幹を命ずる

（委員部調査課）同　大塚　陽子

委員部調査課調査主幹を命ずる

（警務部警備課長）同　臼井　俊二

警務部副部長を命ずる

警務部警務課長事務取扱を命ずる

（警務部防災課）同　菊地　猛

警務部警備主幹を命ずる

警務部防災課防災主幹兼務を命ずる

（警務部調整課長）同　宮内　剛
警務部警備課長を命ずる
（警務部防災課長）同　佐藤　武
警務部調整課長を命ずる
（警務部警備主幹兼警務部防災課防災主幹）同　圷　公司
警務部防災課長を命ずる
（庶務部文書課長）同　平子　由美
庶務部副部長を命ずる
庶務部情報管理監兼務を命ずる
（庶務部人事課長）同　竹内　聡子
庶務部副部長を命ずる
庶務部人事課長事務取扱を命ずる
（管理部厚生課長）同　大戸　優子
庶務部文書課長を命ずる
（庶務部営繕課契約監理主幹）同　曽根　猛
庶務部電気施設課契約監理主幹兼務を命ずる
（委員部第七課）同　大沢季久倫
管理部自動車課総務主幹を命ずる
（憲政記念館資料管理課調整主幹）同　押越　嘉満
管理部印刷課長を命ずる
（衆議院法制局第五部第二課長）衆議院法制局参事　中島　陽
衆議院参事に任命する
管理部厚生課長を命ずる
（国際部国際会議課長）衆議院参事　藤田　博光
国際部副部長を命ずる
国際部国際会議課長事務取扱を命ずる
（庶務部電気施設課契約監理主幹）同　神薗　直子
憲政記念館資料管理課長を命ずる
（憲政記念館資料管理課兼議事部資料課）同　髙橋令依子
憲政記念館資料管理課調整主幹を命ずる
（安全保障調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　浦辺　哲矢
環境調査室次席調査員を命ずる
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室次席調査員兼務を命ずる
（警務部調整課長）同　中尾　英樹
警務部警備課長を命ずる
（警務部防災課長）同　窪島　春樹
法制企画調整部基本法制課長を命ずる
（第二部第二課長）同　氏家　正喜
第三部第二課長を命ずる
（第四部第二課調整主幹）同　皆川　治之
第四部第二課長を命ずる
（衆議院事務局憲政記念館資料管理課長）衆議院参事　石川　真一
衆議院法制局参事に任命する
第五部第一課長を命ずる
（第三部第二課長）衆議院法制局参事　中司　光紀
第五部第二課長を命ずる
（法制企画調整部基本法制課長）同　牛山　敦
法案審査部審査第一課長を命ずる
法案審査部審査第二課長兼務を命ずる
（衆議院調査局国土交通調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　井上　和輝
衆議院法制局参事に任命する
法案審査部審査第一課調整主幹を命ずる
（法制次長第一部長事務取扱）衆議院法制局参事　望月　譲
第一部長事務取扱を免ずる
（第四部長第四部第二課長事務取扱）同　片山　敦嗣
第四部第二課長事務取扱を免ずる
（第五部第二課長）同　中島　陽
衆議院事務局に出向させる（以上一月一日）

衆議院法制局

辞令

衆議院法制局参事に任命する
衆議院法制局特別参与を命ずる
（第一部副部長第一部第一課長事務取扱）衆議院法制局参事　栗原　理恵
第一部長を命ずる
第一部第一課長事務取扱を免ずる
（第二部長）同　白藤　知木
第二部第二課長事務取扱を命ずる
（法制主幹）同　原田　健成
衆議院事務局に出向させる
（衆議院事務局議事部付）衆議院参事　原田　健成
兼ねて衆議院法制局参事に任命する
法制主幹を命ずる
（法制企画調整部副部長法制企画調整部企画調整課長事務取扱）衆議院法制局参事　吉田　尚弘
第一部副部長を命ずる
第一部第一課長事務取扱を命ずる
（第五部副部長第五部第一課長事務取扱）同　仁田山義明
第二部副部長を命ずる
第二部第一課長事務取扱を命ずる
（法案審査部審査第一課長法案審査部審査第二課長兼務）同　梶山　知唯
法制企画調整部企画調整課長を命ずる
法案審査部審査第二課長兼務を免ずる
（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　男澤　聡子
簡易裁判所判事兼判事に任命する
（同）同　梅本圭一郎
願に依り判官並びに兼官を免ずる（以上七年十二月二十八日）
（東京地方裁判所判事補）判事補　金城理桜子
願に依り本官を免ずる
（さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事・越谷簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　江尻　禎
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七年十二月三十一日）
（東京地方裁判所）裁判所事務官　塚田明希子
判事補兼簡易裁判所判事に任命する（一月一日）
内閣広報官に任命する
内閣広報官　寺田　麻紀
（小林　麻紀）
願に依り本官を免ずる（以上一月四日）
（東京高等検察庁検事）検事　石田佳世子
判事兼簡易裁判所判事に任命する（一月五日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　岡部　渉
（厚生労働省大臣官房会計課計管理官）厚生労働事務官　伊藤　洋平
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（一月一日）

公正取引委員会

（経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長）内閣府事務官　藤谷　義秀
経済取引局取引部企業取引課取引適正化調査室長に配置換する
（経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官）同　唐澤　斉
（同）同　関根　由詔
経済取引局取引部企業取引課上席取引適正化検査官に配置換する（各通）（以上一月一日）

人事異動

内閣

（川越簡易裁判所判事・さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　松本　明敏
判事兼簡易裁判所判事に任命する

法務省

（土浦区検察庁副検事）副検事　黒澤　信一
辞職を承認する（七年十二月二十六日）

財務省

（大臣官房会計課長）財務事務官　松田　康宏
大臣官房公文書監理官を命ずる
（大臣官房政策立案総括審議官兼大臣官房公文書監理官兼大臣官房審議官）同　湯下　敦史
大臣官房公文書監理官兼務を免ずる（以上一月一日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
（北海道大学名誉教授）　河村　正昭
（岡山大学名誉教授）　佐藤　園
正四位に叙する（各通）
　河内　清
正五位に叙する
　新井　哲夫
（防衛事務官）　大泉タケシ
　岡本　永治
　塩崎　順
従五位に叙する（各通）
　石村　和清　井上榮一郎　高尾　武徳
　檜　宏　橋戸　知巳　廣瀬　憲一
　松井　貞夫
正六位に叙する（各通）
　伊吹　志朗　片上修二郎　川瀬　里美
　庄野　公敏　田中　幸雄　津出　重宏
　中川　英彦　藤井　茂　松本　哲也
　茂手木昭良
従六位に叙する（各通）
　藤井　治　松本　孝司
正七位に叙する（各通）
　竹澤　喬　松尾　翠
従七位に叙する（各通）（以上七年十一月二十四日）

小林　茂　島元　喬敏
福井　真介　森田　敬一
従五位に叙する（各通）
　飯田　茂男　石田　啓　伊東洋一郎
　井部　昌雄　櫻木　博　妹尾　重美
　戸高　篤雄
正六位に叙する（各通）
　梅田　司　岡井　一夫　**齋**藤　滋治
　新谷　寛　曽根　悦司　冨岡　寛美
　難波　允　乃一　直温　松橋　啓介
　柳町　隆光　山口　和俊　山本　富裕
従六位に叙する（各通）
　江刺　正　古明地　要　東岡貴美也
正七位に叙する（各通）
　岩間　政彦　橋口　利廣　由良　弘
従七位に叙する（各通）（以上七年十一月二十五日）
　大瀬　明廣　瀬口　龍一
正五位に叙する（各通）
　池田　良夫　市田　恭資
　宮澤　憲司　山内　正孝
従五位に叙する（各通）
（愛知県職員）　伊藤　浩明
　稲田　武久　北橋　正敏　小松　幸平
　佐藤哲二郎　清水　肇　高田　明
　新見　健　宮脇　洋　山内　力雄
正六位に叙する（各通）
　氏家　禎輝　内山　一　大池　廣美
　小林　剛史　寺門　信夫　長岡　慶和
　平野力四郎　山本　二男
従六位に叙する（各通）
　田部　富雄　前田　泰男
正七位に叙する（各通）
　垣内　瑞昭
従七位に叙する（以上七年十一月二十六日）
　河本　英典
従四位に叙する
　鈴木　眞紀
従六位に叙する（以上七年十一月二十九日）
　宮西　忠義
従六位に叙する（七年十二月一日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
　廣瀬　憲一
旭日単光章を授ける（七年十一月二十八日）
　鈴木　基司　田島　博之　行待　実
旭日単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十四日）
　小林　茂
旭日小綬章を授ける
　伊礼　征男　原　博
旭日単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十五日）
（富山県入善町議会議員）　五十里國明
　田宮　直子
旭日単光章を授ける（各通）（七年十一月二十六日）
（北海道大学名誉教授）　河村　正昭
瑞宝中綬章を授ける（岡山大学名誉教授）　佐藤　園
瑞宝小綬章を授ける
　塩崎　順
（防衛事務官）　大泉タケシ
　岡本　永治
　川瀬　里美　関　實　中川　英彦　藤井　茂
瑞宝双光章を授ける（各通）
　舟橋　幹雄　松尾　翠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十四日）
　福井　真介
瑞宝小綬章を授ける
　島元　喬敏
　飯田　茂男　冨岡　寛美
　宮脇　昭博　柳町　隆光　山本　富裕
瑞宝双光章を授ける（各通）
　明石　紘一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十五日）
　齋藤　滋治　岩間　政彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
（愛知県職員）　浅田　裕
　稲田　武久　伊藤　浩明
　長岡　慶和　宮脇　洋　清水　肇
瑞宝双光章を授ける（各通）
　垣内　瑞昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十六日）
　田部　富雄　松岡　守

北嶋　吉勝
瑞宝双光章を授ける（七年十一月二十八日）
　鈴木　眞紀
瑞宝双光章を授ける（七年十一月二十九日）
　ブラジル連邦共和国大統領　ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ
大勲位菊花大綬章を贈進する
　同国大統領夫人　ジャンジャ・ルーラ・ダ・シルヴァ
宝冠大綬章を贈与する（以上七年三月十八日）
　元本邦駐箚大韓民国特命全権大使　尹　**徳敏**
旭日大綬章を贈与する（七年四月二十五日）
（在日アメリカ合衆国陸軍司令官）アメリカ合衆国陸軍少将　ディヴィッド・ビー・ウォーマック
旭日重光章を贈与する
（在本邦アメリカ合衆国大使館付海兵隊武官）アメリカ合衆国海兵隊中佐　ジョセフ・スールー・リー
旭日小綬章を贈与する（以上七年六月十日）
　元本邦駐箚ドミニカ共和国特命全権大使　ロバート・ミキイ・タカタ・ピメンテル
旭日大綬章を贈与する（七年六月二十四日）
　元本邦駐箚ポルトガル共和国特命全権大使　ヴィットル・パウロ・ダ・コスタ・セレーノ
旭日大綬章を贈与する
（在本邦アメリカ合衆国大使館付陸軍武官）アメリカ合衆国陸軍大佐　ジェームズ・チェイニー
旭日中綬章を贈与する（以上七年八月二十九日）
　本邦駐箚ペルー共和国特命全権大使　ロベルト・エルナン・セミナリオ・ポルトカレロ
旭日大綬章を贈与する（七年十一月十四日）
　元本邦駐箚フランス共和国特命全権大使　フィリップ・セトン
旭日大綬章を贈与する（七年十一月二十八日）

皇室事項

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年１月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年１月七日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	四号及び六号
㈢ 占用を制限する区域	名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年１月七日
㈦ 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年１月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年１月七日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	四号及び四十七号
㈢ 占用を制限する区域	宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番八から同村大衡字柧木一四五番二一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年１月七日
㈦ 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

備考

公告

諸事項

工場財団

香川県丸亀市中津町1676番地**株式会社伏見製薬所**の工場財団に香川県丸亀市中津町1676番地株式会社伏見製薬所本社工場、香川県丸亀市港町307番地の１株式会社伏見製薬所港町工場及び徳島県徳島市応神町吉成字有天104番地の１株式会社伏見製薬所徳島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月７日　高松法務局丸亀支局

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年１月７日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社岡山冠婚葬祭互助会	岡山県岡山市南区新保1132番５号	互第6013号	令和７年12月８日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年１月７日　　中国経済産業局長　林　　揚哲

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年３月９日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年３月９日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社岡山冠婚葬祭互助会	岡山県岡山市南区新保1132番５号	令和７年12月８日

記

あて先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６番30号
中国経済産業局産業部消費経済課
電話082―224―5671
メールbzl-kanpu06@meti.go.jp

様式

申　　出　　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２１０１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415A
清算株式会社　株式会社U
代表清算人　草野　昭男
1　決定年月日　令和７年12月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１２号
金沢市本町１丁目５番２号
清算株式会社　マゼラングローバルマーケティング株式会社
代表清算人　朽木　浩志
1　決定年月日　令和７年12月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１００７号
神戸市中央区磯辺通３丁目２番11号三宮ファーストビル702号
清算株式会社　日本水機調査株式会社
代表清算人　山本　政和
1　決定年月日　令和７年12月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第４号
長崎県佐世保市木原町1897番地１
清算株式会社　株式会社日本窯業工芸
代表清算人　横石　次郎
1　決定年月日　令和７年12月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所佐世保支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１２号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの管財株式会社
1　決定年月日　令和７年12月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第６号
石川県加賀市山中温泉塚谷町イの323番地
清算株式会社　株式会社酢谷
1　決定年月日　令和７年12月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所小松支部

令和７年（ヒ）第８号
香川県丸亀市綾歌町岡田東837番地
清算株式会社　株式会社宮武木工
1　決定年月日　令和７年12月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）鯱キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二階　（乙）合同会社ラクシュミー
代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）鯱キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二階　（乙）合同会社ナマギーリ
代表社員　小口　裕太

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＮＫハイパック株式会社（住所茨城県常総市内守谷町四三六五番地一）に対して当社の事業の全部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年一月八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二八四頁（号外第一六八号）

右決算公告に係る訂正公告を令和七年十月八日付官報三十二頁に掲載しております。

令和八年一月七日

茨城県常総市内守谷町四三六五番地一
株式会社全農ハイパック
代表取締役　今村　武之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＲＴＳ　Ｊａｐａｎ株式会社とします。

効力発生日は令和八年三月五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

北海道函館市豊川町一〇番六号
ＲＴＳ　Ｊａｐａｎ合同会社
代表社員　瀧川　竜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社樹音とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

東京都港区北青山三丁目九番三号
合同会社樹音
代表社員　白杉　大樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

東京都墨田区京島一丁目一番二―二七〇九号
合同会社Ｂ．Ｍ．
代表社員　大山　耕一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社大惠とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

東京都港区北青山三丁目九番三号
合同会社大惠
代表社員　白杉　大樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月七日

東京都港区麻布台二丁目一番二―五〇八号

合同会社華

代表社員　小泉　舞華

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

広島県福山市加茂町大字下加茂一〇二番地

合同会社Ｉｎ－ｓｉｇｈｔ

代表社員　安原　正治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百一万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月七日

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階　株式会社ノースネスト

代表取締役　王　家豪

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五万円減少し二百五十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

大阪市浪速区桜川一丁目一番三〇号コーポ原二〇五号室

合同会社太郎本舗

代表社員　柿木　央久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月七日

兵庫県芦屋市若葉町五番二―一一二三号

有限会社アシヤエンジニアリング

代表取締役　濵口　利和

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月一日を効力発生日とする株式会社大倉屋（本店・愛知県碧南市塩浜町七丁目九三番地）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月七日

愛知県碧南市塩浜町七丁目九三番地

株式会社おくら

代表取締役　倉田　晋矢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　二頁

令和八年一月七日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地　株式会社明日香ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月開催予定の第二期定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月七日

札幌市中央区北三条西四丁目一番一号日本生命札幌ビル一四階　株式会社ゼノラボ

代表取締役　金　容雨

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月七日

岩手県盛岡市高松二丁目三五番二八号

株式会社エヌティーコンサルタント

代表取締役　田口　敬芳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月七日

横浜市都筑区川向町一一五八番一

横浜伸銅株式会社

代表取締役　権田有紀子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、令和八年一月二十二日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

特定資産たる不動産の減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付その他により生じた本特定目的会社が利用可能な余裕金（「現金余裕金」と総称する。）の範囲内で、(1)各事業年度における、当該事業年度中の特定資産たる不動産の減価償却額、(2)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(3)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(4)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断して決定すること。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

現金余裕金の計算を行い取締役の判断した金十二億円。

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社はＡ号優先出資とＢ号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数はＡ号優先出資二万四〇〇〇口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。但し、希望者多数の場合には、Ａ号優先出資の消却が優先するものとし、Ｂ号優先出資はＡ号優先出資の全部が消却されるまでは、消却できないものとする。また、Ａ号優先出資社員の間又はＢ号優先出資社員の間では、出資比率に応じて決定する。

七、各優先出資の額の減少において消却に要する金額

金十二億円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社はＡ号優先出資とＢ号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

令和八年一月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＤＨ牧志特定目的会社

取締役　海田　雅人